

# 中堅・中小グループ化税制(中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充)

December 2024

## In brief

近年では中堅・中小企業においてもM&Aが活発化しており、買い手にとっては戦略的なM&Aによる成長の有効性が、売り手にとっては事業承継の一つのオプションとしてのM&Aの有用性が着目されています。

このような状況のもと、成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に支援する観点から、2024年度(令和6年度)税制改正により、従来の中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充するものとして、中堅・中小グループ化税制(以下、「本拡充枠」)が導入されました。これは、中堅・中小企業が複数のM&Aを行った場合に、法人税の計算上、株式取得価額の最大100%を損金算入し、最大10年間据え置くことができるという制度です。

本拡充枠は、2024年9月2日から2027年3月31日までの間に産業競争力強化法(以下、「産競法」)の認定を受けた特別事業再編計画に係るM&Aについて適用されます。本ニュースレターでは、本拡充枠導入の背景と制度の概要、従来の制度との比較、適用フローその他留意点について解説します。

## In detail

### 1. 制度創設と拡充の背景

#### (1) 2021年度税制改正(制度創設)の趣旨

中小企業の生産性向上は日本経済にとって重要な課題であり、M&Aによる経営資源の集約はその重要な手段の一つです。しかし、中小企業のM&A市場は未成熟であり、経営統合の失敗や限られたデュー・デリジェンス・コストによる簿外債務・偶発債務のリスクといった、中小企業に特有のリスクが存在します。そこで2021年度税制改正により、M&A後に顕在化する投資リスクに備えるための準備金を積み立てた場合に、損金算入を認める措置が創設されました。

#### (2) 2024年度税制改正(制度拡充)の趣旨

2023年の「経済財政運営と改革の基本方針<sup>1</sup>」では、地域経済を支える中堅・中小企業の活力を高め、良質な雇用を創出し、経済を底上げすることが目標とされました。そのためには、成長力のある中堅企業や、売上高100億円以上等の中堅企業への成長を目指す中小企業の支援として、M&A等の集中支援体制整備が必要となります。

そこで、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業をグループ化<sup>2</sup>して経営資源を集約するとともに、親会社の強みを活かすことでグループ一体となって飛躍的な成長を遂げができるよう、制度を拡充することとなりました。この措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することが図られます。

<sup>1</sup> 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2023」

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/decision0616.html>

<sup>2</sup> 経済産業省「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会 第4回資料」

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/seichoken/004/002.pdf>

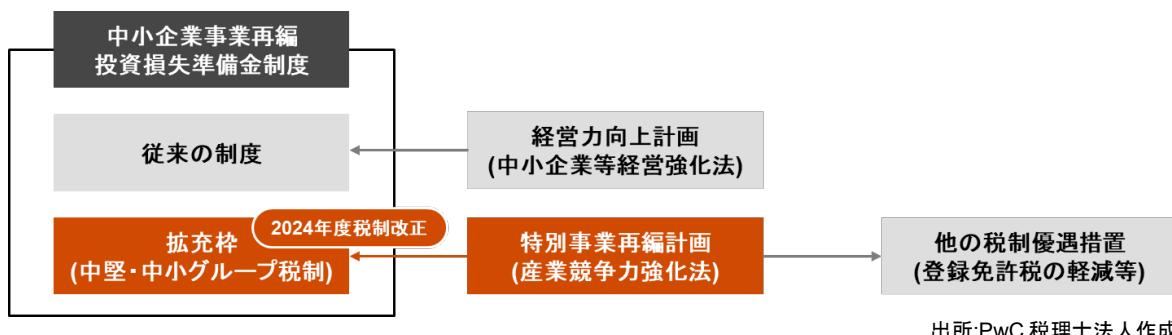
グループ化とは、例えば下記のように親会社が成長志向やポテンシャルを持つ複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指すものが想定されています。

- 外部からのコア人材が既存の人材と協働して経営を担うことで経営力の向上を図るとともに、中長期的視点で成長のための支援を行う。
- 経営の効率化、シナジー効果の発揮、親会社の強みの横展開などの取組みにより、単体では難しい成長の実現・規模の拡大を目指す。

## 2. 改正後の制度枠組み

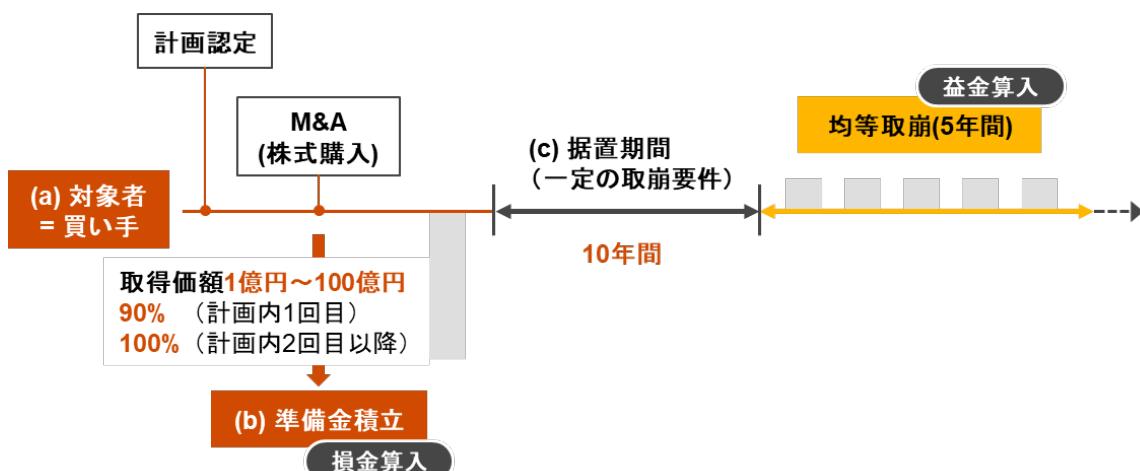
### (1) 拡充枠の位置付け

中堅・中小グループ化税制は、租税特別措置法(以下、「措法」)第56条における中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充枠として導入されました。従来の制度とは異なり、この拡充枠は2024年9月2日付で施行された改正産競法における特別事業再編計画の認定に基づく税制優遇措置です。なお、同計画に基づく税制優遇措置は他にも登録免許税の軽減措置等があります。



### (2) 本拡充枠の概要

本拡充枠は、一定の要件を満たすM&Aによる株式取得価額(100億円が上限)の最大100%までの金額を中小企業事業再編投資損失準備金(以下、「準備金」として積み立てた場合に、積立額を損金算入できる制度です。損金算入した金額は据置期間の経過後5年間にわたって均等に取り崩して益金算入することとなるため、永久的な所得控除ではなく、いずれ課税の取戻しが生じる点に留意が必要です。



出所:経済産業省資料「特別事業再編計画に係る税制利用者向けガイドライン」に基づき PwC 税理士法人作成

本拡充枠は従来の制度に比べて適用メリットが大きく、より優遇された制度となっています。

区分	(a) 対象者		(b) 準備金積立		(c) 据置期間
	認定対象計画	企業規模	取得価額上限	積立割合上限	
従来の制度	経営力向上計画	中小企業者等	10億円	取得価額 × 70%	5年間
拡充枠	特別事業再編計画	中堅・中小企業者	100億円	取得価額 × 100% (1回目は90%)	10年間

出所:PwC 税理士法人作成

### 3. 本拡充枠の適用を受けるための要件

本拡充枠は、産競法に基づく特別事業再編計画について(1)の要件を満たし、主務大臣等による認定を受けることが前提となっています。その上で、本拡充枠の適用のための要件として(2)も満たす必要があります。

#### (1) 特別事業再編計画の認定要件(産競法)

要件	概要
<b>認定事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅企業者*1 (拡充枠においては特定中堅企業者*2のみ) 又は</li> <li>中小企業者*3 ※(常時使用従業員 2,000 人以下に限る)</li> </ul>
<b>過去の M&amp;A の実績</b>	過去 5 年以内に取得価額 1 億円以上の M&A を実施していること
<b>計画期間</b>	5 年以内
<b>成長要件 (事業部門単位)</b>	<p>計画終了年度において次の両方の達成が見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員 1 人当たり付加価値額 9%向上</li> <li>売上高 1.2 倍</li> </ul>
<b>財務健全性 (企業単位)</b>	<p>計画終了年度において次の両方の達成が見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10 倍</li> <li>経常収入 &gt; 経常支出</li> </ul>
<b>雇用への配慮、 賃上げ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ、雇用の安定等に十分な配慮を行うこと</li> <li>雇用者給与等支給額 2.5% (年率) の上昇</li> </ul>
<b>事業構造の変更</b>	<p>取得価額 1 億円以上の M&amp;A であって、次のいずれかを行うこと</p> <p>①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得 (⑤及び⑥は議決権の 50% 超を保有することとなるものに限る)</p>
<b>前向きな取組</b>	<p>計画終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒新商品等の売上高比率を全社売上高の 1% 以上</li> <li>商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒商品等 1 単位当たりの製造原価を 5% 以上削減</li> <li>商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等 1 単位当たりの販売費を 5% 以上削減</li> <li>新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入 ⇒ 商品 1 単位当たりの製造原価を 5% 以上削減</li> </ul>
<b>グループ内連携</b>	<p>特別事業再編を実施する事業者全体の方針のもと、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ内の経営資源と M&amp;A により取得する他の事業者の経営資源を組み合わせて利用すること</li> <li>生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法を M&amp;A により取得する他の事業者に導入し、経営の効率化を図ること</li> </ul>

出所:経済産業省資料「[特別事業再編計画に係る税制利用者向けガイドライン](#)」に基づき PwC 税理士法人作成

\*1 中堅企業者: 常時使用従業員 2,000 人以下の会社・個人(中小企業者を除く)をいいます。

\*2 特定中堅企業者: 中堅企業者のうち以下の要件のすべてを満たすものをいいます。

要件	内容
<b>雇用</b>	直前事業年度において、以下のいずれも業種別平均以上であること <ul style="list-style-type: none"> <li>賃金(常時使用従業員1人当たり給与等支給額)</li> <li>常時使用従業員数の年平均成長率(3事業年度前比)</li> </ul>
<b>成長投資</b>	直前3事業年度のうちいずれかの事業年度において、中堅企業者の業種別平均以上の売上高成長投資比率であること ※成長投資は、①設備投資額(有形固定資産投資)、②無形固定資産投資額、③研究開発費、④教育訓練費のいずれか
<b>経営力</b>	特定中堅企業者が事業計画の認定を受ける場合に以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる成長を目指した経営ビジョン(長期的に目指す姿、事業戦略、成果目標、経営管理体制)を策定・提出し、外部有識者で構成される評価委員会が十分な経営能力を有しているかどうか</li> </ul>

出所:経済産業省資料「[特別事業再編計画に係る税制利用者向けガイドライン](#)」に基づき PwC 税理士法人作成

\*3 中小企業者: 業種に応じて以下の要件を満たす会社・個人をいいます。

業種	下記のいずれかを満たす会社・個人	
	資本金	従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

出所:PwC 税理士法人作成

## (2) 中堅・中小グループ化税制の適用要件(措法 56①他)

要件	概要
<b>適用法人 (買い手)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告法人であり、みなみ大企業でないこと</li> <li>連結ベースの常時使用従業員数が1万人以下であること</li> <li>中堅企業者の場合には、特定中堅企業者に該当し、パートナーシップ構築宣言を公表していること</li> </ul>
<b>売り手</b>	措置の相手方となる他の事業者(関係事業者・外国関係法人以外の事業者)が中小企業者であること
<b>M&amp;A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた特別事業再編計画(以下、「認定特別事業再編計画」)に基づく株式又は持分(以下、「株式等」といいます)の購入による取得であること</li> <li>株式等の取得価額が1億円以上100億円以下となること</li> <li>支払限度額5億円超の表明保証保険契約(以下、「特定保険契約」といいます)が締結されていないこと</li> <li>取得した株式等を事業年度終了の日まで引き続き有していること</li> </ul>

出所:PwC 税理士法人作成

#### 4. 準備金の取崩し事由

本拡充枠の適用を受けた法人が、その適用後に以下のいずれかの事項に該当することとなった場合には、準備金のうち一定金額を取り崩して益金算入することが必要となります(措法 56②～④)。

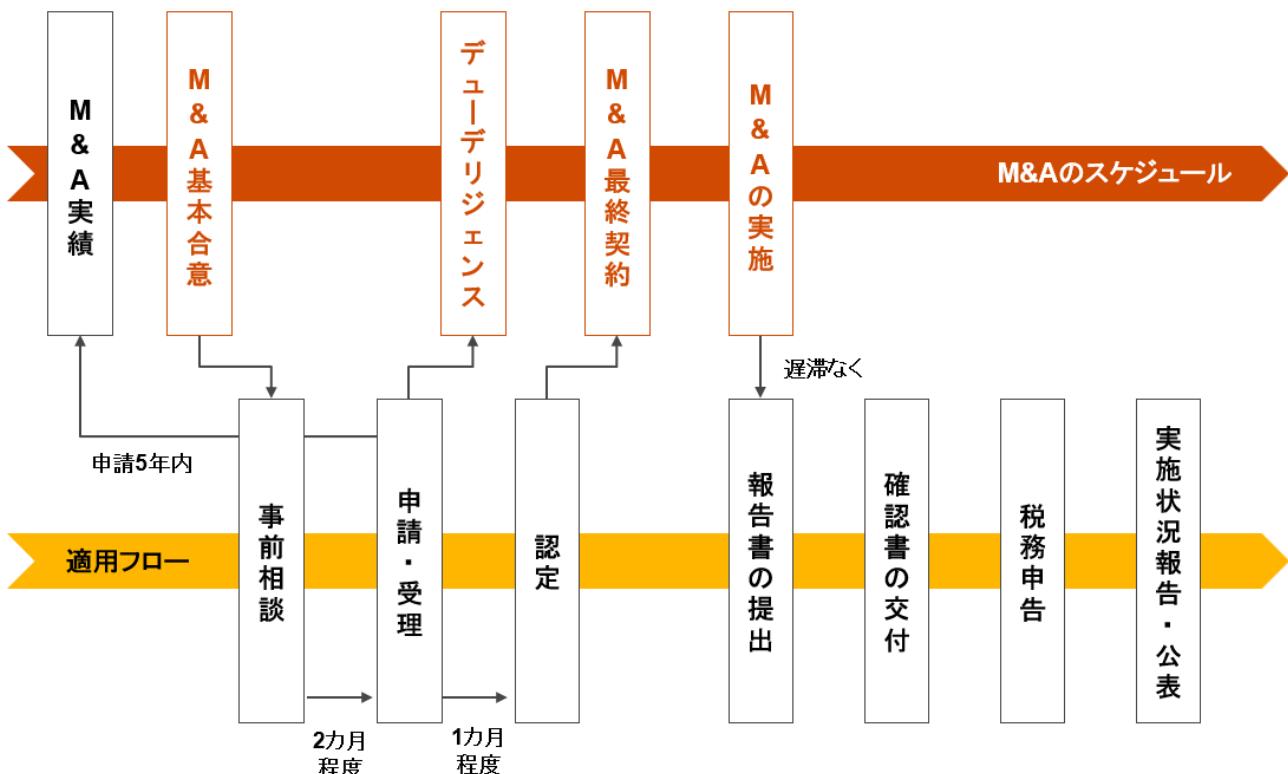
取崩事由	取崩金額
・ 準備金を積み立てた事業年度(積立事業年度) 終了日の翌日から 10 年が経過した場合	準備金積立金額 × 事業年度の月数／60 (5 年間均等取崩し)
・ 特別事業再編計画(特定法人 <sup>3</sup> の株式等の取得をしていた場合に限る)の認定が取り消された場合	取り消された日における特定法人に係る準備金の金額
・ 準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合	有しないこととなった日における特定法人に係る準備金の金額のうち、有しないこととなった株式等に係る金額
・ 合併により合併法人に準備金に係る特定法人の株式等を移転した場合	合併直前における特定法人に係る準備金の金額
・ 準備金に係る特定法人が解散した場合(適用法人を合併法人とする適格合併による解散を除く)	解散日における特定法人に係る準備金の金額
・ 準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合	減額した日における特定法人に係る準備金の金額のうち、減額した金額に相当する金額
・ 適用法人が解散した場合	解散日における準備金の金額
・ 適用法人が特定保険契約を締結した場合	締結日における特定法人に係る準備金の金額
・ 特定法人に係る準備金の金額を取り崩した場合	取り崩した日における特定法人に係る準備金の金額のうち、取り崩した金額に相当する金額
・ 準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合	承認の取消しの基因となった事実のあった日又は届出書の提出をした日における準備金の金額

出所:PwC 税理士法人作成

<sup>3</sup> 特定法人とは、本制度において取得された株式等(特定株式等)を発行した法人をいいます(措法 56 条①)。

## 5. 拡充枠適用のスケジュール・フロー

本拡充枠の適用にあたっては、M&A のスケジュールと特別事業再編計画と拡充枠適用のためのフローの関係が重要となります。下図は、それぞれの関係を示したものであります。なお、デューデリジェンスの時期は特別事業再編計画に係る申請後でなければならない点にご留意ください。ただし、デューデリジェンスが特別事業再編計画の認定前に開始することや、認定後に終了することは問題ありません。



出所:経済産業省資料「[特別事業再編計画に係る税制利用者向けガイドライン](#)」に基づき PwC 税理士法人作成

## 6. その他留意点

上記のほか、本拡充枠の適用に当たっては、以下に留意する必要があります。

- 要件を満たせば従来の制度も適用可能ですが、同一の M&A について拡充枠との重複適用はできません。
- 特別事業再編計画の要件の一つである過去 5 年内の M&A 実績は、株式等の購入による取得のほか、吸収合併、吸収分割、株式交換、株式交付、事業又は資産の譲受けも含まれます(上記 3(1)参照)。しかし、本拡充枠の対象となる M&A は株式等の購入による取得に限られています。
- 積立割合上限が株式取得価額の 100%となる M&A は、認定特別事業再編計画における株式等の購入による取得を行った後、同一の認定特別事業再編計画に基づいて行う 2 回目以降の株式等の購入による取得であることが必要となります。なお、変更認定による M&A の追加実施は可能です。
- 株式等を取得した結果、他の事業者の発行済株式等の 50%超を保有することとなる M&A が対象となります。なお、株式を段階的に取得する場合(例えば X1 年に 50%の株式を取得し、X2 年に残り 50%の株式を取得する場合)は、全株式の 50%超を有することとなる株式取得(X 年の株式取得)のみが対象となります。
- 株式取得価額は、株式等の購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額が株式等の取得価額となります。
- 特別事業再編計画に基づいて取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって認定が取り消されることはないものの、計画に従って特別事業再編計画に係る措置が行われていない場合は、認定が取り消されることがあります。

## The takeaway

本拡充枠によって、従来の制度では適用対象とされていなかった中堅企業者も一定の要件を満たす限り税制優遇措置の適用を受けられることとなりました。それだけでなく、取得価額や積立割合の上限が従来の制度に比べて大きく引き上げられています。これにより、最大でM&A 対価に対する法人税等実効税率相当分の資金を、10年間無利息で借り入れるのと同じ効果が得られます。この資金繰りのメリットが、中堅・中小企業の積極的なM&A 戦略のもとで広く活用されることが期待されます。

本拡充枠の適用要件は複雑であり、適用フローもM&A のスケジュールに入り組んでいます。そのため、時間的制約のなかで実施されるM&A プロセスにおいて、特別事業再編計画に係る所定の手続きを失念することや、手続きのタイミングを誤ることにより、税制メリットを受けられなくなってしまう可能性もあります。

したがって、そのようなリスクを未然に防止するためにも、中堅・中小企業がM&A を検討する場合には、M&A ディールの早期の段階からM&A 実務と本拡充枠の双方に精通した専門家を交えて、適用可能性に関する検討を行うことが重要となります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

望月 文太

パートナー

深田 かおり

パートナー

林 雄高

パートナー

山内 良

パートナー

佐々木 真美

パートナー

塩谷 洋子

シニアマネージャー

斎藤 大志

シニアマネージャー

西尾 結

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

## 資産税ニュース

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 力国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.